



茨城労働局発表
平成 29 年 8 月 29 日(火)

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
雇用環境改善・均等推進指導官 大和田真由香
(電話) 029-277-8295 (8294)

9 月 26 日に「働き方改革いばらきセミナー」を開催

～「全国ハラスメント撲滅キャラバン」、「無期転換ルールへの取組促進」～

茨城労働局（局長：西井 裕樹）では、本年 1 月 1 日より義務付けられた「妊娠、出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策」の必要性について理解を深めるための「**全国ハラスメント撲滅キャラバン**」（平成 29 年 7 月 1 日～12 月 28 日）、及び無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月まで残り半年であることから無期転換ルールの集中的な周知を行い、取組を促進するため、「**働き方改革いばらきセミナー**」（下記 1 参照）を開催します。

本セミナーでは、事業主・人事労務担当者の方を対象に、①無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月に向け、事業所に求められる対応手順や、②ハラスメント対策がなぜ必要か等に関する講演の他、本年 10 月 1 日から施行される改正育児・介護休業法についての説明も行う予定です。

また、全国ハラスメント撲滅キャラバンは、労働者・事業主のどちらからの相談も受け付ける「ハラスメント対応特別相談窓口」（下記 2 参照）を併せて開設しています。

1 働き方改革いばらきセミナー

- ◇日 時 平成 29 年 9 月 26 日(火)13:30～
- ◇場 所 茨城県立県民文化センター 小ホール(水戸市千波町東久保 697)
- ◇対象・定員 人事・労務担当者 300 名 (先着順)
- ◇参加料 無料
- ◇申込方法 参加申込書（「資料 1」裏面参照）を、下記「申込先」あて、FAX 又は郵送によりお申込みください。
- ◇申 込 先 茨城労働局雇用環境・均等室
〒310-8511 水戸市宮町 1 - 8 - 3 1
FAX 029-224-6265 (TEL 029-277-8295)

<内容>

- 平成 30 年 4 月無期転換ルール本格化にむけて
元水戸労働基準監督署長 橋本 篤弘氏
- いま、事業主に求められるハラスメント対策
弁護士 辻 唯花氏
- 改正育児・介護休業法について ー平成 29 年 10 月施行ー

(裏面に続きます)

2 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

茨城労働局開設期間：平成 29 年 8 月 1 日（火）～10 月 31 日（火）

労働者の方・企業の方からのご相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置しています。

上司・同僚からの妊娠、出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関するご相談を、電話又は来庁により受け付けます。

●匿名でも可能です。●ご相談者の性別は問いません。●プライバシーは守られます。●相談無料です。

【茨城労働局 ハラスメント対応特別相談窓口】

茨城労働局雇用環境・均等室【相談・指導部門】

☎029-277-8295

受付時間… 8:30～17:15(平日)

※祝祭日を除く

所在地：〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎 6 F

<添付資料>

資料 1：働き方改革いばらきセミナー（案内チラシ）

資料 2：ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（案内チラシ）

資料 3：さあ、準備を始めましょう！無期転換ルール（リーフレット）

資料 4：「改正育児・介護休業法のポイント」（リーフレット）